

(補助対象経費) 第6条

- この補助の対象となる経費は、建築物等を地域の景観と調和するように改修又は修景する工事費のうち外観部分に係る経費とする。ただし、新築又は新たに建て直す場合は、当該建築物全体の外壁及び屋根に係る経費を補助の対象とする。
- 前項の外観部分とは、道路等公共空間から望見できる部分とし、その経費には、下地に要する工事費を含むものとする。また、改修を行った場合、その経費には、外壁の取壊し及び構造体の改修(耐震補強を除く。)に要する経費を含むものとする。
- 当該建築物の屋根のみを改修する場合は、この補助の対象としないものとする。ただし、審査会が認めたときは、この限りでない。
- 新築の場合、当該補助の対象となる部分に使用する木材の体積に対し50パーセント以上又は20立方メートル以上の県産材を使用するものとする。

(補助金の額) 第7条

- 補助金の額は、別紙表のとおりとし、次に定める条件を付する。ただし、その算出においては、1,000円未満を切り捨てるものとする。
 - (1) 補助対象経費の下限額は、20万円とする。
 - (2) 建築物は1物件につき1回限り、工作物及び屋外広告物は同一敷地内で1回限り補助することができる。この場合において、それらの申請時期は異なってもよいものとする。
 - (3) 屋根にかかる補修費の割合は、補助対象経費の3分の2までとし、外壁にかかる経費の2倍の額以内とする。

(補助金の返還) 第15条

- 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付を受けた日から起算して、新築、増築および改築の場合は10年以内、既設の修繕又は模様替えを行った場合は5年以内において、修繕、模様替え及び解体を行ったとき。ただし、天災、災害等によりやむを得ず行う場合には、この限りではない。

(所有者等の義務) 第16条

- 補助対象となった歴史的建造物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に準じた処分制限期間中、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 所有者等は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき、現状変更等届出書を事前に市長を経由して知事に届け出なければならない。ただし、天災、災害等のために必要な応急措置はこの限りでない。
 - (2) 所有者等は、当該建造物の全部若しくは一部が滅失し、又は毀損したときは、滅失等届出書により市長を経由して速やかに知事に届け出なければならない。

(補助手続きの流れ) 第8条～第14条

① 事前相談・協議

- ・事前に現場確認や見積、工事図面などにより、相談・確認
- ・景観法など関係法令に基づく届出などの確認

② 申し込み

- ・補助金申込書及び添付資料等を市へ提出

③ 景観審査会

- ・市の審査会にはかり、その結果（適合、変更など）を補助対象者に通知
- ・審査により変更などの通知を受けた場合、通知内容に沿うかたちでの計画変更を検討いただき、変更した補助金申込書及び添付資料等提出いただき、再度審査
- ・補助対象者で辞退する場合は、補助金中止届を市に提出

※補助対象物件が歴史的建造物の時、福井県でも審査され、基本的に申込年度の翌年度の工事着手となります。

④ 交付申請

- ・適合通知を受けた補助対象者は、補助金交付申請書を市へ提出

⑤ 交付決定

- ・交付決定通知を補助対象に通知

⑥ 工事着手

※交付決定前の工事着手は認められません。

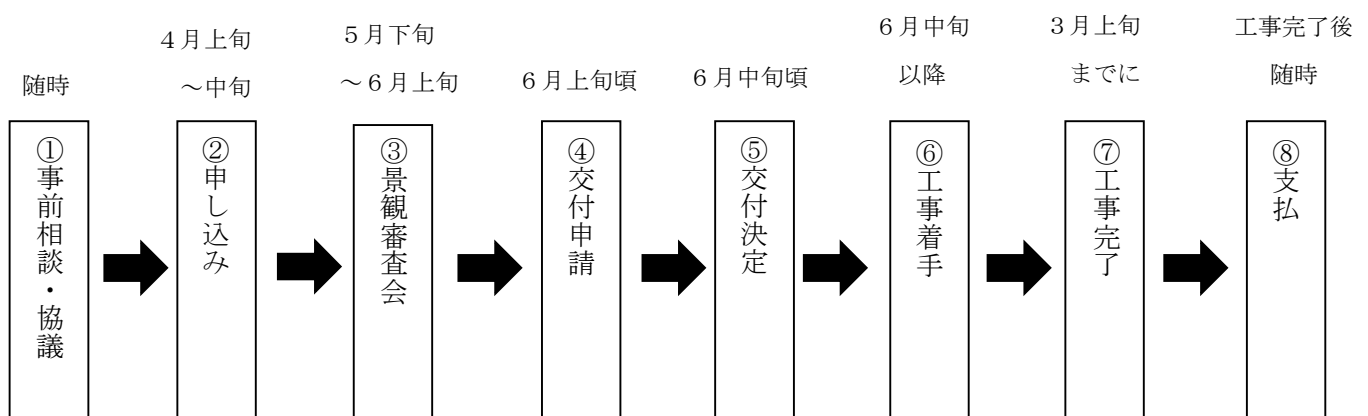
⑦ 工事完了

- ・工事完了届を市へ提出

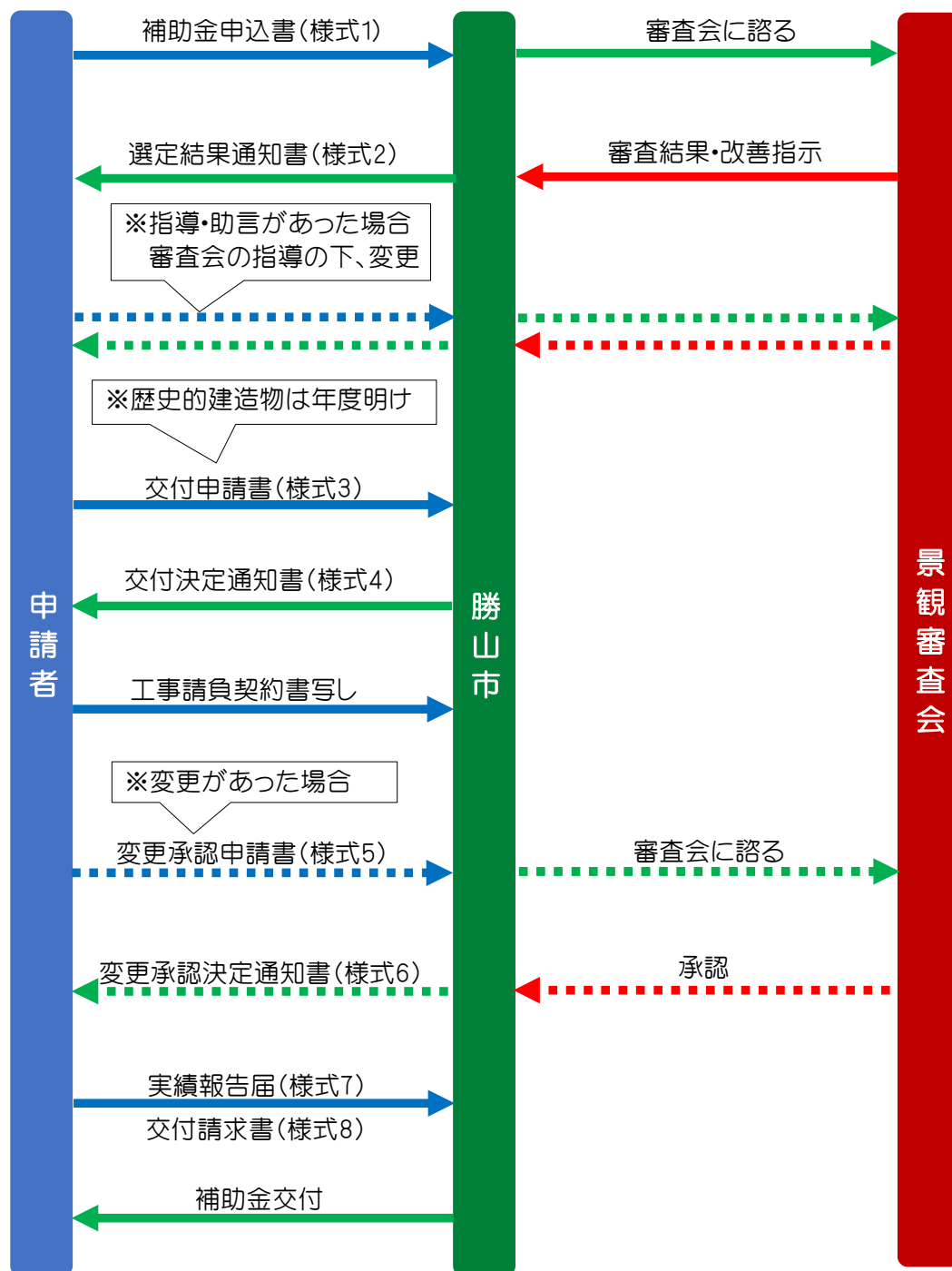
⑧ 支払

- ・補助金交付請求書を市へ提出
- ・補助対象者へ補助金を支払い

(補助手続きの予定時期)



勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金交付までの流れ



補助金の返還について

勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金交付要綱

第15条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して、新築又は新設を行った場合は10年以内、既設の改修又は修景を行った場合は5年以内において、修繕、模様替え又は解体を行ったとき。ただし、天災、災害等によりやむを得ず行う場合には、この限りではない。